

佐賀県告示第 130 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、令和元年 12 月 18 日から施行する。

令和元年 12 月 17 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 メチル = 2 - [1 - (5 - フルオロペンチル) - 1 H - インドール - 3 - カルボキサミド] - 3 - フェニルプロパノアート（通称名：MPHP-2201、MPHP-2201）及びその塩類
- (2) 化学名 2 - (ブチルアミノ) - 1 - (4 - クロロフェニル) プロパン - 1 - オン（通称名：4-Chloro-N-butylcathinone）及びその塩類
- (3) 化学名 3 - [1 - (エチルアミノ) シクロヘキシル] フェノール（通称名：3-HO-PCE）及びその塩類

2 指定の理由

条例第 2 条第 7 号に掲げる薬物に該当し、人の健康に被害が生ずると認められ、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため